

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
5月25日（月）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

第17回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第17回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和2年5月25日（月）19：30～19：50
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，政策監補，県警察本部長，各部局長など計19名
- 4 協議概要：○政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について
○「徳島県対処方針」の変更について

■危機管理環境部から報告

- 政府「緊急事態宣言」「基本的対処方針」の変更について
- 「徳島県対処方針」の変更について

■保健福祉部から報告

- 医療提供体制や検査体制の整備等について
 - ・保健所機能の強化について
 - ・宿泊療養施設の活用について
 - ・検査体制の強化について

■商工労働観光部から報告

- 各業の現状と支援について
 - ・県内企業への緊急調査結果について
 - ・支援の状況について
 - ・経済活動の引き上げに向けた対応策の検討について

■農林水産部から報告

- 各業の現状と支援について
 - ・農林漁業者の資金繰りへの支援について
 - ・消費回復のための需要喚起・販路拡大への対応策について

■未来創生文化部から報告

- DV及び児童虐待の対応状況について
- 新型コロナウイルス感染症にかかる人権啓発について
 - ・「思いやりでコロナに打ち勝つメッセージ動画」の配信について
 - ・インターネット掲示板における「差別的な書き込み」へのモニタリング調査について

■知事から次のとおり指示

- 「県民・事業者の皆様に対するお願い」について
 - ・「都道府県をまたぐ移動の自粛」については、5月末までは引き続き避けていただきたい。
 - ・本日「緊急事態宣言」が解除された5都道県への移動については、5月末以降3週間程度は、必要性をよく考えていただくようお願いしたい。
 - ・「観光振興」については、まずは県内の観光振興から取り組み、その状況を踏まえつつ、段階的に、県外からの人の呼び込みを実施する。
 - ・「全国的にクラスターが発生している施設への外出自粛」については、5月末までは継続し、その後、業種ごとの「ガイドライン」の実践等により、安全性が確保されれば、順次緩和する。
 - ・「イベント等の開催」については、
「屋内イベント」は最大100人かつ収容定数の50%以内、
「屋外イベント」は最大200人かつ人と人との十分な距離の確保等に留意した上での開催をお願いし、以降、段階的に規模要件を緩和する。
- 「とくしまスマートライフ宣言」について
 - ・県民、事業者、県が一丸となって感染拡大予防に取り組むべく、「とくしまスマートライフ宣言！」を作成した。
 - ・県民、事業者の皆様におかれては、この宣言にあるようなスマートライフの実践に積極的に取り組んでいただきたい。
 - ・県においては、県民・事業者の皆様への周知・サポートを行うため、宣言にある柱立てに基づき、6月補正予算案の編成作業を進めていくこととする。

以 上

※資料については「安心とくしまホームページ」へ掲載いたします。